



ホームヘルパー (訪問介護員)

WELFARE OCCUPATIONS

自宅で生活
したいという
願いを叶える
希望の星



こんな仕事です

ホームヘルパーの仕事は、寝たきりのお年寄りや一人暮らしのお年寄り・障害者等の家庭を訪問して、食事を作ったり、洗濯や掃除などの家事のお手伝いをする仕事と、入浴や着替え、食事の介助をする仕事です。この他、本人や家族の相談にのったり、福祉サービスを受けるための援助などを行います。

こうすればなれます

介護福祉士の資格を取得するか、介護職員初任者研修や実務者研修を修了していることが必要です。

※資格の取り方は、18ページに掲載。

これらの施設で活躍しています

ホームヘルパーの職場は、ホームヘルプサービスを希望するお年寄りのいる家庭が中心となりますが、社会福祉協議会や特別養護老人ホーム・その他訪問サービスを提供する事業所の職員として活躍することになります。

福祉の資格



介護福祉士の資格

介護福祉士になるには、①介護福祉士の養成施設を卒業する方法(※1)、②国家資格に合格する方法があります。国家試験の受験資格は、450時間の養成研修(実務者研修)と介護の実務経験3年目の者に与えられます

(※1)2017~2021年度の卒業生には5年間の期限付きで介護福祉士資格が与えられ、期限内に国家試験に合格するか、もしくは5年間現場で勤務することで正式に介護福祉士の資格が認められます。しかし、期限内にいずれかの条件を満たさなかった場合には資格が失われます。また法改正により変更になる場合もあります。

(※2)平成20年度以前に福祉系高校に入学し、卒業した方、特例高校を卒業し、9か月以上介護等の業務に従事した方が「実技試験の免除」を申請する場合は、「介護技術講習」を修了する必要があります。



佐賀県内で資格が得られる学校 (修業年限)

西九州大学(指定養成施設)
・健康福祉学部社会福祉学科(4年)
神崎市神埼町尾崎4490-9 TEL 0952-52-4191

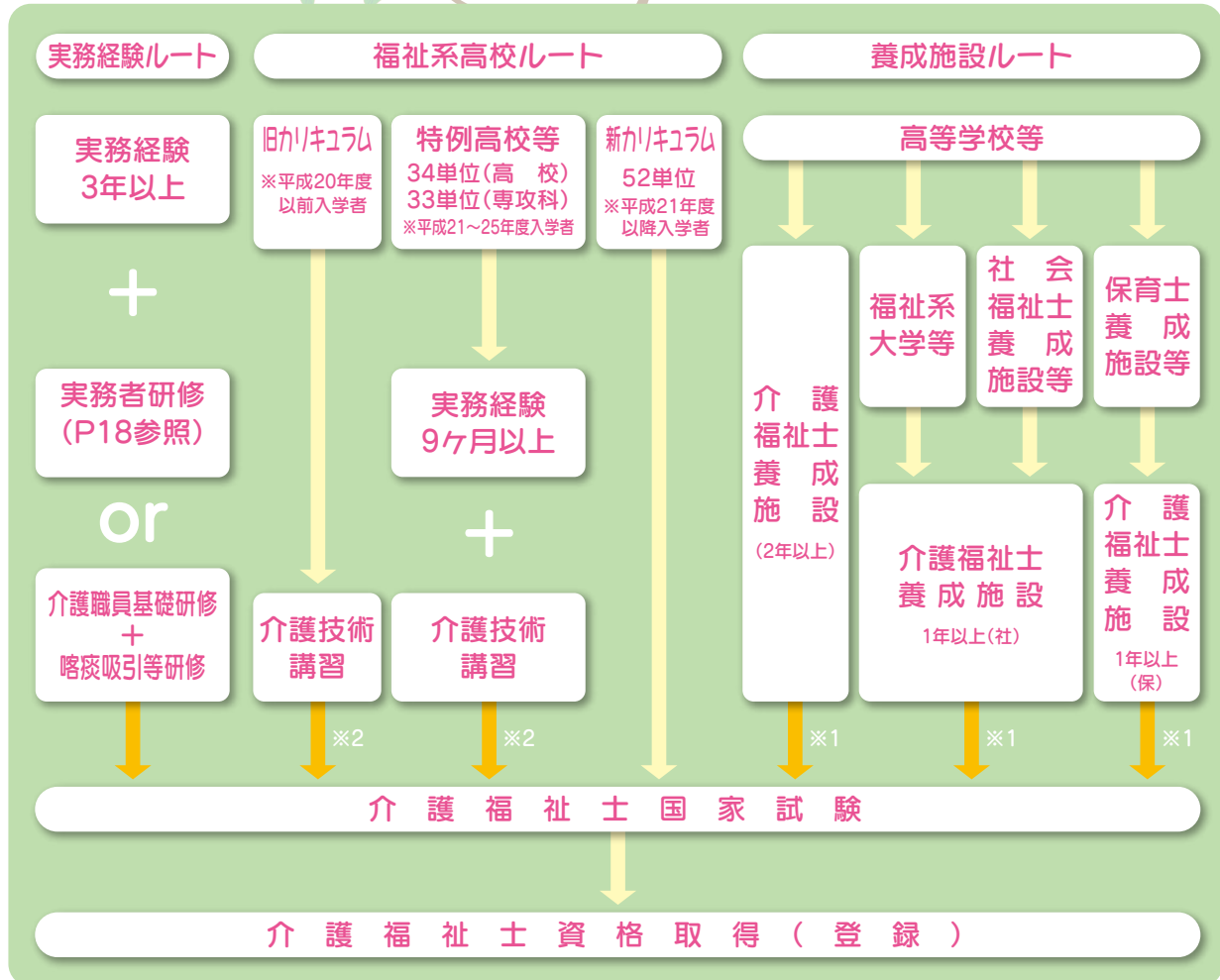
西九州大学短期大学部(指定養成施設)
・地域生活支援学科(2年)
佐賀市神園3-18-15 TEL 0952-31-3001

佐賀女子短期大学(指定養成施設)
・地域みらい学科
福祉とソーシャルケアコース(2年)
佐賀市本庄町1313 TEL 0952-23-5145

試験について

公益財団法人社会福祉振興・試験センター
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-5-6
TEL 03-3486-7521
<http://www.sssc.or.jp/>

資格取得のルート





ホームヘルパー（訪問介護員）の資格

ホームヘルパー（訪問介護員）の仕事に就くためには、介護福祉士の資格（15ページ掲載）を取得するか、次の「介護職員初任者研修」あるいは「実務者研修」を修了することが必要です。

介護職員初任者研修

介護職員初任者研修とは

介護職員初任者研修とは、在宅・施設を問わず、介護職員として働くうえで基本となる知識・技術を習得するための研修として、従来のホームヘルパー2級から移行され平成25年度からスタートしました。なお、従来のホームヘルパー2級を取得している場合には、介護職員初任者研修修了者として訪問介護などの業務に従事できます。

カリキュラムの時間数は130時間とヘルパー2級と変わりませんが、「認知症の理解」などの科目が新設されるとともに、介護技術を習得するための演習の時間が増やされています。

介護保険制度上のホームヘルプサービスを行う事業所等で、ホームヘルパーとして働く場合の介護報酬の算定要件となっています。

実務者研修

実務者研修とは

実務者研修とは介護福祉士養成施設（2年以上の養成課程）の到達目標と同等の水準を目指すもので、実務経験だけでは習得できない知識・技術を中心に構成されています。

習得期間は6か月。450時間の受講が基本です。ただし、過去に履修した研修科目を読み替え、カリキュラムを一部免除する制度があります。カリキュラムは、

介護過程はスクーリング（10～16日程度）ですが、それ以外の科目は通信で履修できます。初任者研修のように修了試験がないのも特徴です。

なお、平成28年度（第29回）介護福祉士国家試験からは、実務経験3年以上で受験資格を所得する場合は、実務者研修の修了が必須となっています。

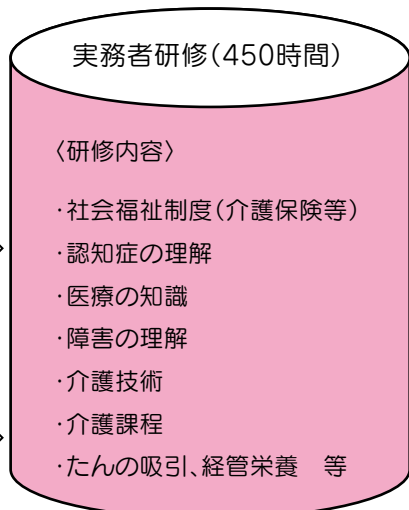
【到達目標】

- 幅広い利用者に対する基本的な介護提供能力の修得
※介護福祉士養成施設（2年以上の養成課程）における到達目標と同等の水準
- 今後の制度改正や新たな課題・技術・知見を自ら把握できる能力の獲得

研修の読替を可能とする仕組み

過去に受講したヘルパー2級研修や認知症研修を読替
→実務者研修を一部免除

社協や事業者団体等の研修も、要件を満たせば読替可能に



受講しやすい環境整備

- ← 数年かけて少しずつ研修を修了すればよい
- ← 通信教育の積極的活用
- ← 多様な主体による研修実施
- ← 身近な地域で受講できるよう、スクーリングの委託を可能
- ← 実務者研修の受講費用を支援
- ← 研修期間中の人員確保に事業者が苦慮しないような配慮